

平成30年大川市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月9日(金)
開 会 午前9時30分から午前10時00分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(13人)

会 長 田中 博文

1 番 柿添 博文

3 番 龍 靖男

4 番 江崎 重俊

6 番 貞苅 謙二

7 番 植木 幸治

8 番 古賀 林允

9 番 辻 正光

10 番 吉川 康則

11 番 梅崎 正道

12 番 志牟田 文彦

13 番 津村 浩二

14 番 宮原 晶彦

15 番 田中 博文

4. 欠席委員(2人)

2 番 井口 久美子

5 番 中村 博満

5. 傍聴人(0名)

6. 付議議題

議案第4号 農地法第3条許可申請について

議案第5号 農地法第5条許可申請について

報告第4号 農地法第18条第6項通知について

報告第5号 使用貸借の合意解約届出書について

報告第6号 農地法第4条届出報告について

7. 事務局

局長 柿添 量之 次長 相川 曜一 職員 高良 崇史

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成30年第2回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、13名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、2番の井口委員、5番の中村委員から欠席の連絡がありましたので併せてご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議 長 本日、ここに平成30年第2回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第4号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番については、譲渡理由が農業廃止のためであります。下限面積等の許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第4号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第5号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
1番から2番について、審議をお願いいたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)
1番については、転用目的が一般住宅であります。
申請地の農地区分は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地であります。第1種農地の転用は「原則不許可」ですが、今回の申請は、不許可の例外の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、立地基準を満たしていると考えられます。
資金については、融資証明書で確認し、隣接農地も譲渡人の自作地であることや被害防除としてコンクリートブロックを設置することから、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。
2番については、転用目的が駐車場であります。
申請地の農地区分は「申請に係る農地からおおむね300m以内に自動車専用道路の出入口がある」第3種農地であります。第3種農地の転用は「原則許可」ですので、立地基準を満たしていると考えられます。
資金については残高証明書で確認し、申請地は周囲を道路及び水路に囲まれているため、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。また、水路との境界にコンクリートブロックを設置する予定です。
以上のことから、1番から2番について、立地基準及び一般基準ともに満たしていると思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

辻委員 1番について補足説明いたします。
詳細は事務局から説明があったとおりです。地元の区長を含め、関係者で現地確認を行っていますので、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
それでは、2 番について地元委員さん補足説明ございませんか。

志牟田委員 2 番について補足説明いたします。
詳細は事務局から説明があったとおりです。担当業者から申請書類の写しをいただき、事務局と現地を確認しました。特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、2 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
以上で、議案第 5 号農地法第 5 条の許可申請についての審議を終わりました。
次に報告第 4 号農地法第 18 条第 6 項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

以上で、報告第4号を終わります。

次に報告第5号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。

みなさん、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

以上で、報告第5号を終わります。

次に報告第6号農地法第4条届出報告についてを議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （報告の朗読及び説明）

1番については、転用目的が道路（農道）用地であります。申請地の前面道路が狭く耕作の利便性が悪いため、今回の申請に至ったものです。

本来、農地法第4条は許可を要するものですが、今回の申請は「農地法第4条申請であり、2a未満の農地を農業経営施設に転用するもの」で、許可を要しないものに該当するため、報告とさせていただきます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。

みなさん、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

以上で、報告第6号を終わります。

以上で審議を終わりました。

次に、署名委員を氏名いたします。

1番 柿添 博文 委員

3番 龍 靖男 委員

を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

議 長

ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第２回大川市農業委員会総会を閉会致します。